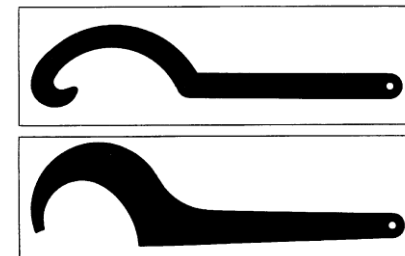


第1 消火器具

1 一般的留意事項

- (1) 性能に支障がなくともごみ等の汚れは、はたき、雑きん等で掃除すること。
- (2) 合成樹脂製の容器又は部品の清掃にはシンナー、ベンジン等の有機溶剤を使用しないこと。
- (3) キャップ又はプラグを開けるときは容器内の残圧に注意し、残圧を排除する手段を講じた後に開けること。
- (4) キャップの開閉には、所定のキャップスパナ（第1-1図）を用い、ハンマーで叩いたり、タガネをあてたりしないこと。
- (5) ハロゲン化物及び粉末消火薬剤は、水分が禁物なので、消火器本体の容器内面及び部品の清掃や整備には十分注意すること。
- (6) 二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び加圧用ガス容器のガスの充てんは、専門業者に依頼すること。
- (7) 点検のために、消火器を所定の設置位置から移動したままにする場合は、代替消火器を設置しておくこと。

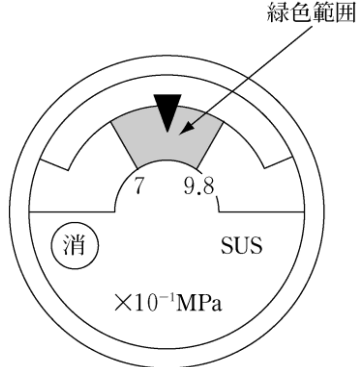


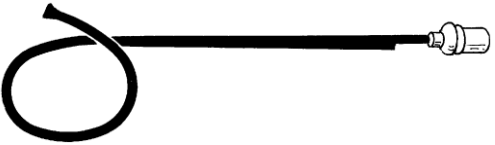

第1-1図 キャップスパナ

2 機器点検

点検項目		点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法（留意事項は※で示す。）																																													
設置状況	設置場所	目視又は簡易な測定により確認する。	ア 通行又は避難に支障がないこと。 イ 使用に際し、容易に持ち出すことができること。 ウ 床面からの高さが1.5m以下の箇所に設けられていること。 エ 消火器に表示された使用温度範囲内である箇所に設置されていること。なお、使用温度範囲外の箇所に設置されているものは、保温等適当な措置が講じられていること。 オ 本体容器又はその他の部品の腐食が著しく促進されるような場所（化学工場、メッキ工場、温泉地等）、著しく湿気が多い箇所（厨房等）、たえず潮風又は雨雪にさらされている箇所等に設置されているものは、適当な防護措置が講じられていること。																																													
	設置間隔	目視又は簡易な測定により確認する。	防火対象物又は設置を要する場所の各部分から、一の消火器に至る歩行距離が20m以下、大型消火器にあっては30m以下となるように配置してあること。																																													
	適応性	第1-1表に示す適応消火器具の表により確認する。	適応した消火器具が設置されていること。 <div style="text-align: center;"> 第1-1表 適応消火器具 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">消火器具の区分</th> <th colspan="2">水を放射する消火器</th> <th colspan="2">強化液を放射する消火器</th> <th rowspan="2">泡を放射する消火器</th> <th rowspan="2">二酸化炭素を放射する消火器</th> <th rowspan="2">ハロゲン化物を放射する消火器</th> <th colspan="2">消火粉末を放射する消火器</th> <th rowspan="2">水バケツ又は水槽</th> <th rowspan="2">乾燥</th> <th rowspan="2">膨張する石又は膨張真珠岩</th> </tr> <tr> <th>棒</th> <th>霧</th> <th>棒</th> <th>霧</th> <th>りん酸塩類等を使用するもの</th> <th>炭酸水素塩類等を使用するもの</th> <th>その他のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物その他の工作物</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	消火器具の区分	水を放射する消火器		強化液を放射する消火器		泡を放射する消火器	二酸化炭素を放射する消火器	ハロゲン化物を放射する消火器	消火粉末を放射する消火器		水バケツ又は水槽	乾燥	膨張する石又は膨張真珠岩	棒	霧	棒	霧	りん酸塩類等を使用するもの	炭酸水素塩類等を使用するもの	その他のもの	建築物その他の工作物	○	○	○	○	○			○		○			電気設備		○		○		○	○	○	○		
消火器具の区分	水を放射する消火器		強化液を放射する消火器		泡を放射する消火器	二酸化炭素を放射する消火器	ハロゲン化物を放射する消火器	消火粉末を放射する消火器				水バケツ又は水槽	乾燥				膨張する石又は膨張真珠岩																															
	棒	霧	棒	霧				りん酸塩類等を使用するもの	炭酸水素塩類等を使用するもの	その他のもの																																						
建築物その他の工作物	○	○	○	○	○			○		○																																						
電気設備		○		○		○	○	○	○																																							

			<p>※(7) 銘板のないもの又は型式失効に伴う特例期間を過ぎたものは廃棄すること。</p> <p>(イ) ハロゲン化物消火器にあつては、注意書シールが貼付されていることの有無を確認し、その結果を点検票の備考欄に記載すること。</p>
消火器の 外形	本体容器	目視により確認する。	<p>消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>※(7) 腐食のあるものは耐圧性能に関する点検を行うこと。</p> <p>(イ) 溶接部の損傷しているもの又は著しい変形のあるもので機能上支障のおそれのあるもの、著しく腐食しているもの及び錆がはく離するようなものは廃棄すること。</p>
	安全栓の封	目視により確認する。	<p>ア 損傷又は脱落がないこと。</p> <p>イ 確実に取り付けられていること。</p>
	安全栓	目視により確認する。	<p>ア 安全栓が外れていないこと。</p> <p>イ 操作に支障がある変形、損傷等がないこと。</p> <p>ウ 確実に装着されていること。</p>
	使用済みの表示装置	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がなく、作動していないこと。
	押し金具及びレバー等の操作装置	目視により確認する。	変形、損傷等がなく、確実にセットされていること。
	キャップ	目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	<p>ア 強度上支障がある変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 容器に緊結されていること。</p> <p>※(7) 緩んでいるものは締め直しを行うこと。</p> <p>(イ) 粉末消火器で変形、損傷、緩み等のあるものにあつては、消火薬剤の性状を点検すること。</p>
	ホース	目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	<p>ア 変形、損傷、老化等がなく、内部につまりがないこと。</p> <p>イ 容器に緊結されていること。</p> <p>※(7) 消火薬剤の漏れ又は固化によるつまりのあるものは、消火薬剤量を点検すること。</p> <p>(イ) ホース取付けねじの緩みは締め直しを行うこと。</p> <p>(ウ) 加圧式の粉末消火器（開閉バルブ付きのものを除く。）でつまり、著しい損傷、取付けねじの緩み等のあるものにあつては、加圧用ガス容器の封板及びガス量、消火薬剤量及び性状を点検すること。</p>
ノズル、ホーン及びノズル栓	目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	<p>ア 変形、損傷、老化等がなく、内部につまりがないこと。</p> <p>イ ホースに緊結されていること。</p> <p>ウ ノズル栓が外れていないこと。</p> <p>エ ホーン握り（二酸化炭素消火器に限る。）が脱落していないこと。</p> <p>※(7) 異物によるつまりは清掃すること。</p> <p>(イ) 消火薬剤の漏れ又は固化によるつまりのあるものは、消火薬剤量を点検すること。</p> <p>(ウ) ねじの緩みは締め直しをすること。</p>	

		<p>(エ) ノズル栓の外れているものは取り付け直しをすること。</p> <p>(カ) 加圧式の粉末消火器（開閉バルブ付きのものを除く。）でつまり、著しい損傷、老化、取付けねじの緩み等のあるものにあつては、加圧用ガス容器の封板及びガス量、消火薬剤量及び性状を点検すること。</p>
指示圧力計	<p>目視により確認する。</p> <p>※ 指示圧力計を有しない二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器にあつては、質量を測定して確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 指示圧力値が緑色範囲内にあること。（第1-2図）</p> <p>※(7) 指針が緑色範囲の下限より下がっているものは、消火薬剤量を点検すること。</p> <p>(イ) 指示圧力値が緑色範囲外のものは、指示圧力計の作動を点検すること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>緑色範囲</p> <p>7 9.8</p> <p>消 SUS</p> <p>×10⁻¹MPa</p> </div> <p>第1-2図 指示圧力計</p>
圧力調整器	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
安全弁	目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	<p>ア 変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 緊結されていること。</p> <p>※(7) 噴き出し口の封が損傷、脱落しているもので、反応式消火器で反応しているものにあつては、詰め替えること。</p> <p>(イ) その他の消火器にあつては、消火薬剤量を点検すること。</p> <p>(ウ) ねじの緩みは締め直しを行うこと。</p> <p>(エ) ハロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器でねじの緩んでいるものにあつては、消火薬剤量を点検すること。</p>
保持装置	目視及び着脱を行うこと等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がなく、容易に取り外しができること。
車輪（車載式消火器に限る。）	目視及び手で操作することにより確認する。	<p>変形、損傷等がなく、円滑に回転すること。</p> <p>※ 点検のつど、注油等を行い円滑に動くようにしておくこと。</p>
ガス導入管（車載式消火器に限る。）	目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	<p>ア 変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 緊結されていること。</p> <p>※(7) 結合部の緩みは締め直しをすること。</p> <p>(イ) 粉末消火器で折れ、つぶれ等の変形、損傷、結合部の緩みのあるものにあつて</p>

			は、消火薬剤の性状を点検すること。												
消火器の 内部及び 機能	消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。以下同じ。）のうち、製造年から3年(化学泡消火器にあつては設置後1年、蓄圧式の消火器にあつては製造年から5年)を経過したもの又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは緊結部等に異常が認められたもの(使用済みの表示装置が設けられているもののうち、当該装置が脱落していないもの、又は作動していないものを除く。)について実施すること。この場合において、消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器にあつては、抜き取り方式により点検を行うことができる（別添1「消火器の内部及び機能に関する点検方法」により確認する。）。														
	本体容器及び内筒等	本体容器 内部点検用の照明器具（第1-3図）を本体容器内に挿入し、裏面等の見にくい箇所は反射鏡（第1-4図）により確認する。	腐食、防錆材料の脱落等がないこと。 ※ 本体容器内面に著しい腐食、防錆材料の脱落等のあるものは廃棄すること。												
			 <p>第1-3図 内部点検用の照明器具</p>												
			 <p>第1-4図 反射鏡</p>												
		内筒等	目視により確認する。	内筒及び内筒ふた、内筒封板に変形、損傷、腐食、漏れ等がないこと。											
		液面表示	目視により確認する。	液面表示が明確なこと。											
消火薬剤	性状	(1) 強化液消火薬剤又は泡消火薬剤は、個々にポリバケツ等に移して確認する。 (2) 粉末消火薬剤は個々にポリ袋等に移して確認する。	ア 変色、腐敗、沈澱物、汚れ等がないこと。 イ 固化していないこと。												
	消火薬剤量	(1) 薬剤量を質量で表示しているものは秤量により確認する。 (2) 液面表示で表示しているものは、消火薬剤を移す前に液面表示により確認する。	所定量（質量は第1-2表の許容範囲内）あること。												
			<p>第1-2表 消火器総質量の許容範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>薬剤の表示質量</th> <th>総質量の許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1kg未満</td> <td>+100g～ -80g</td> </tr> <tr> <td>1kg以上 2kg未満</td> <td>+200g～ -80g</td> </tr> <tr> <td>2kg以上 5kg未満</td> <td>+300g～ -100g</td> </tr> <tr> <td>5kg以上 8kg未満</td> <td>+400g～ -200g</td> </tr> <tr> <td>8kg以上 10kg未満</td> <td>+500g～ -300g</td> </tr> </tbody> </table>	薬剤の表示質量	総質量の許容範囲	1kg未満	+100g～ -80g	1kg以上 2kg未満	+200g～ -80g	2kg以上 5kg未満	+300g～ -100g	5kg以上 8kg未満	+400g～ -200g	8kg以上 10kg未満	+500g～ -300g
薬剤の表示質量	総質量の許容範囲														
1kg未満	+100g～ -80g														
1kg以上 2kg未満	+200g～ -80g														
2kg以上 5kg未満	+300g～ -100g														
5kg以上 8kg未満	+400g～ -200g														
8kg以上 10kg未満	+500g～ -300g														

10kg以上 20kg未満	+700g～ -400g
20kg以上 40kg未満	+1,000g～ -600g
40kg以上 100kg未満	+1,600g～ -800g
100kg以上	+2,400g～-1,000g

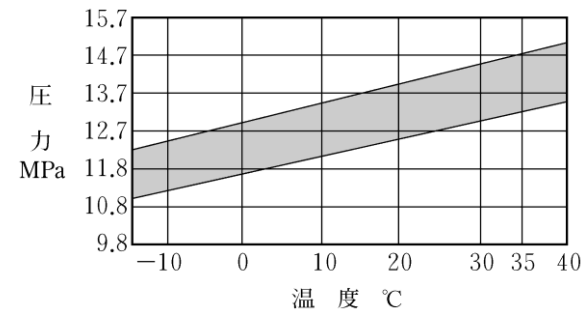
加圧用ガス容器

- (1) 目視により確認する。
- (2) 液化炭酸ガス又は窒素ガス、混合ガス封板式のものにあつては秤で総質量を測定して確認する。
- (3) 容器弁付窒素ガスのものにあつては内圧を測定することにより確認する。

- ア 変形、損傷、著しい腐食がなく、封板に損傷がないこと。
- イ 液化炭酸ガス又は窒素ガス、混合ガス封板式のものにあつては第1-3表に示す許容範囲内に、容器弁付窒素ガスのものにあつては第1-5図に示す所定圧の範囲内にあること。
- ※ 取り付けねじには右ねじのものと左ねじのものがあるから注意すること。

第1-3表 加圧用ガス容器総質量の許容範囲

	ガスの別	充てんガス量	許範囲
作 動 封 板 を 有 す る も の	液 化 炭 酸 ガ ス C O ₂	5g 以上 10g満	± 1 g
		10g 以上 20g 未満	± 3 g
		20g 以上 50g 未満	± 5 g
		50g 以上 200g 未満	±10g
		200g 以上 500g 未満	±20g
		500g 以上	±30g
容 器 弁 付 の も の	窒素ガス N ₂	表示充てんガス量 の±10%以内	
	混合ガス C O ₂ +N ₂		
容 器 弁 付 の も の	液 化 炭 酸 ガ ス C O ₂	500g 以上 900g 未満	±30g
		900g 以上	±50g
	窒素ガス N ₂	第1-5図の圧力範囲	



		第1-5図 窒素ガスの圧力範囲
カッター及び押し金具	加圧用ガス容器が取り外されていることを確認した後、レバー、ハンドル等の操作により作動状況を確認する。	変形、損傷等がなく、円滑かつ確実に作動すること。
ホース	ホースを取り外し目視により確認する。	ホース及びホース接続部につまり等がないこと。 ※ つまりのあるものは清掃すること。
開閉式ノズル及び切替式ノズル	レバー等の操作により確認する。	ノズルの開閉又は切替操作が円滑かつ確実に作動すること。
指示圧力計	容器内圧を排出するとき、指針の作動を目視により確認する。	円滑に作動すること。
使用済みの表示装置	作動軸を手で操作して確認する。	円滑に作動すること。
圧力調整器	次の操作により確認する。 (1) 消火器本体容器との連結バルブを閉める。 (2) 加圧用ガス容器のバルブを開き、圧力計の指度及び指針の作動を確認する。 (3) 加圧用ガス容器のバルブを閉め、高圧側の指度を確認する。なお、指度が下がった場合は、漏れの箇所を確認する。 (4) 圧力調整器の逃がし弁又はガス導入管の結合部を緩めてガスを放出し、元の状態に復元する。	指針の作動が円滑であり、調整圧力値が緑色範囲内であること。
安全弁及び減圧孔 (排圧栓を含む。)	目視又は操作により確認する。	ア 変形、損傷、つまり等がないこと。 イ 排圧栓は確実に作動すること。 ※ つまりのあるものは清掃すること。
粉上り防止用封板	目視及び手で触れて確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 確実に取り付けられていること。
パッキン	目視により確認する。	変形、損傷、老化等がないこと。
サイホン管及びガス導入管	目視及び通気等により確認する。	ア 変形、損傷、つまり等がないこと。 イ 取付部の緩みがないこと。 ※(7) つまりのあるものは清掃すること。 (イ) 取り付け部がねじのもので緩みのあるものは締め付け直しをすること。
ろ過網	目視により確認する。	損傷、腐食、つまり等がないこと。 ※ つまりのあるものは清掃すること。
放射能力	車載式の消火器以外の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放射状態を確認する。	放射状態が正常であること。 ※ 外形の点検で腐食の認められたものは放射しないこと。 ※ 放射が不能のもの又は著しく異常があるものは各項目の点検をしながら原因を確認し、該当項目の判定に従って処置すること。

消火器の 耐圧性能	消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く（別添2「消火器の耐圧性能に関する点検方法」により確認する。）。		
	本 体 容 器	目視により確認する。	所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。
	キ ャ ッ プ	目視により確認する。	所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。
簡易消火 用具	外 形	目視により確認する。	水バケツ及び水槽に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 ※ 著しい変形、損傷、腐食等のあるものは廃棄すること。
	水 量 等	目視により確認する。	ア 規定量あること。 イ 乾燥砂等は乾燥していること。 ウ 乾燥砂等にあつては、当該乾燥砂等の付近にスコップが設置してあること。 ※(ア) 規定量ないものは補充すること。 (イ) 乾燥砂等で乾燥の悪いものは乾燥させておくこと。

別添1 消火器の内部及び機能に関する点検方法

第1 抜取り方式による確認試料の作成要領

消火器の区分			確認項目	
器種	加圧方式	対象	放射能力を除く項目	放射能力
水	加圧式	製造年から3年を経過したもの	全数	全数の10%以上
	蓄圧式	製造年から5年を経過したもの	※ 抜取り数	抜取り数の50%以上
強化液	加圧式	製造年から3年を経過したもの	全数	全数の10%以上
	蓄圧式	製造年から5年を経過したもの	※ 抜取り数	抜取り数の50%以上
化学泡	加圧式	設置後1年を経過したもの	全数	全数の10%以上
機械泡	加圧式	製造年から3年を経過したもの	全数	全数の10%以上
	蓄圧式	製造年から5年を経過したもの	※ 抜取り数	抜取り数の50%以上
粉末	加圧式	製造年から3年を経過したもの	※ 抜取り数	抜取り数の50%以上
	蓄圧式	製造年から5年を経過したもの		
全器種		外形確認で欠陥があり、内部及び機能の確認を要するもの	全数 (確認指示項目に欠陥のないものは、その他の項目は省略できる。)	

備考 1 車載式の場合は、放射能力を除く。

2 表中※印のあるものは、次の抜取り方法によること。

(1) 確認試料（確認ロット）の作り方

器種（消火器の種類別）、種別（大型、小型の別）、加圧方式（加圧方式、蓄圧式の別）の同一のものを1ロットとすること。ただし、製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は別ロットとする。

(2) 試料の抜取り方

ア 製造年から3年を超え8年以下の加圧式の粉末消火器及び製造年から5年を超え10年以下の蓄圧式の消火器は5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。

イ 製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は2.5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。

注) 2000年製造品は、2004年点検から3年を超えていると判断する。

第2 抜取り方式の場合の判定

1 欠陥がなかった場合	当該ロットは良とする。
2 欠陥があった場合	(1) 消火薬剤の固化又は容器内面の塗膜のはくり等の欠陥がある場合は、欠陥試料と同一メーカー、同一質量、同一製造年のもの全数について欠陥項目の確認を行うこと。 ただし、内面塗膜のはくりが明らかに外部からの衝撃によるものと判断されるものは、この限りでない。 (2) 前(1)以外の欠陥がある場合は、欠陥のあった試料について整備するよう指示すること。

第3 加圧方式の区分による確認の順序（例）

<p>1 加圧式の消火器（化学泡消火器以外）</p>	<p>(1) 消火薬剤量を質量で表示してあるものは、総質量を秤量して消火薬剤量を確認する。 (2) 排圧栓のあるものはこれを開き、容器内圧を完全に排出する。 (3) キャップを外し、加圧用ガス容器の支持具、加圧用ガス容器等を取り出す。 (4) 消火薬剤量を容量で表示してあるものは、液面表示と同一レベルであるかどうかを確認する。 (5) 消火薬剤を別の容器に移す。 (6) 清掃 ア 水系の消火器にあつては、本体容器の内外、キャップ、ホース、ノズル、サイホン管等を水洗いする。 イ 粉末消火器にあつては、水分が禁物であるので乾燥した圧縮空気等により本体容器内、キャップ、ホース、ノズル、サイホン管等を清掃する。 (7) 各部品についての確認を行う。 ※ 放射の試料は(1)の確認のあと放射を行うこと。</p>
<p>2 加圧式の消火器（化学泡消火器）</p>	<p>(1) キャップを外し、内筒を取り出す。 (2) 消火薬剤量が液面表示と同一レベルであるかどうかを確認する。 (3) 消火薬剤を別の容器に移す。 (4) 消火器の本体容器の内外、キャップ、ホース、ノズル、ろ過網、内筒等を水洗いする。 (5) 各部品についての確認を行う。 ※ 放射の試料は(2)の確認のあと放射を行うこと。</p>
<p>3 蓄圧式の消火器</p>	<p>(1) 総質量を秤量して消火薬剤量を確認する。 (2) 指示圧力計の指度を確認する。 (3) 排圧栓のあるものはこれを開き、ないものは容器をさかさにしてレバーを徐々に握り、容器内圧を完全に排出する。 (4) キャップ又はバルブ本体を本体容器から外す。 (5) 消火薬剤を別の容器に移す。 (6) 前1(6)の要領で本体容器内、キャップ、ホース、ノズル、サイホン管等を清掃する。 (7) 各部品についての確認を行う。 ※ 放射の試料は(2)の確認のあと放射を行うこと。</p>

別添2 消火器の耐圧性能に関する点検方法

第1 加圧方式の区分による確認の順序(例)

<p>1 加圧式の消火器(化学泡消火器以外)</p>	<p>(1) 排圧栓のあるものはこれを開き、容器内圧を完全に排出する。 (2) キャップを外し、加圧用ガス容器等を取り出す。 (3) 消火薬剤を別の容器に移す。 (4) エアブロー等にて本体容器の内外を清掃し、本体容器内面及び外面に腐食又は防錆材料の脱落等がないかを確認する。 (5) ホース、加圧用ガス容器を取り外し、安全栓を引き抜く。 (6) 粉上り防止用封板を取り外す。 (7) 本体容器内を水道水で満水にし、レバーを握ったままの状態、キャップを締める。 (8) ホース接続部に耐圧試験用接続金具を加圧中に外れることのないよう確実に接続する。 (9) 保護栓等を消火器にかぶせ、耐圧試験機を接続する。 (10) 耐圧試験機を作動させ、各締め付け部及び接続部からの漏れがないことを確認しながら本体容器に表示された耐圧試験圧力値(「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第12条第1項第1号に規定する試験に用いた圧力値。以下「所定の水圧」という。)まで、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に昇圧する。 (11) 所定の水圧を5分間かけて、変形、損傷又は漏れのないことを確認する。 (12) 耐圧試験機の排圧栓から水圧を排除し、圧力計の指針が「0」になったのを確認してから本体容器内の水を排水する。 (13) 本体容器等の水分をウエス又はエアブロー等で除去する。 ※ 粉末消火薬剤にあっては水分が禁物であるので、乾燥炉等で十分に乾燥させ、本体容器内、サイホン管内、ガス導入管及びキャップ部分等に水分がないことを十分に確認すること。 (14) 本体容器等に水分がないことを確認した後、部品等の組付け、消火薬剤の充填等を行う。</p>
<p>2 加圧式の消火器(化学泡消火器)</p>	<p>(1) キャップを外し、内筒を取り出す。 (2) 消火薬剤を別の容器に移す。 (3) 本体容器の内外を水洗いし、本体容器内面及び外面に腐食又は防錆材料の脱落等がないかを確認する。 (4) ホースを取り外す。 (5) 本体容器内を水道水で満水にし、キャップを締める。 (6) ホース接続部に耐圧試験用接続金具を加圧中に外れることのないよう確実に接続する。 (7) 保護栓等を消火器にかぶせ、耐圧試験機を接続する。 (8) 耐圧試験機を作動させ、各締め付け部及び接続部からの漏れがないことを確認しながら所定の水圧まで、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に昇圧する。 (9) 所定の水圧を5分間かけて、変形、損傷又は漏れのないことを確認する。 (10) 耐圧試験機の排圧栓から水圧を排除し、圧力計の指針が「0」になったのを確認してから本体容器内の水を排水する。 (11) 本体容器等の水分を、ウエス又はエアブロー等で除去する。 (12) 本体容器等に水分がないことを確認した後、部品等の組み付け、消火薬剤の充填等を行う。</p>
<p>3 蓄圧式の消火器</p>	<p>(1) 指示圧力計の指針を確認する。 (2) 排圧栓のあるものはこれを開き、ないものは容器をさかさにしてレバーを徐々に握り、容器内圧を完全に排出する。 (3) 指示圧力計の指針が「0」になったのを確認してから、キャップを外す。 (4) 消火薬剤を別の容器に移す。 (5) エアブロー等にて本体容器の内外を清掃し、本体容器内面及び外面に腐食又は防錆材料の脱落等がないかを確認する。</p>

	<p>(6) ホースを取り外す。</p> <p>(7) 本体容器内を水道水で満水にし、レバーを握ったままの状態、キャップを締める。</p> <p>(8) ホース接続部に耐圧試験用接続金具を加圧中に外れることのないよう確実に接続する。</p> <p>(9) 保護枠等を消火器にかぶせ、耐圧試験機を接続する。</p> <p>(10) 耐圧試験機を作動させ、各締め付け部及び接続部からの漏れがないことを確認しながら所定の水圧まで、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に昇圧する。</p> <p>(11) 所定の水圧を5分間かけて、変形、損傷又は漏れのないことを確認する。</p> <p>(12) 耐圧試験機の排圧栓から水圧を排除し、圧力計の指針が「0」になったのを確認してから本体容器内の水を排水する。</p> <p>(13) 本体容器等の水分をウエス又はエアブロー等で除去する。</p> <p>※ 粉末消火薬剤にあっては水分が禁物であるので、乾燥炉等で十分に乾燥させ、本体容器内、サイホン管内、ガス導入管及びキャップ部分等に水分がないことを十分に確認すること。</p> <p>(14) 本体容器等に水分がないことを確認した後、部品等の組付け、消火薬剤の充填等を行う。</p>
--	--

第2 平成26年3月31日までの間実施できる抜取り方式による確認試料の作成要領

次の抜取り方法によること。

1 確認試料（確認ロット）の作り方

器種（消火器の種類別）、種別（大型、小型の別）、加圧方式（加圧式、蓄圧式の別）の同一のものを1ロットとすること。

2 試料の抜取り方

3年で全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。

第3 抜取り方式の場合の判定

1 欠陥がなかった場合	当該ロットは良とする。
2 欠陥があった場合	<p>欠陥のあった試料は廃棄し、欠陥のあった試料と同一のメーカー、同一質量、同一製造年のもの全数について耐圧性能の確認を行うこと。</p> <p>ただし、当該欠陥が明らかに外部からの衝撃によるものと判断されるものは、この限りでない。</p>

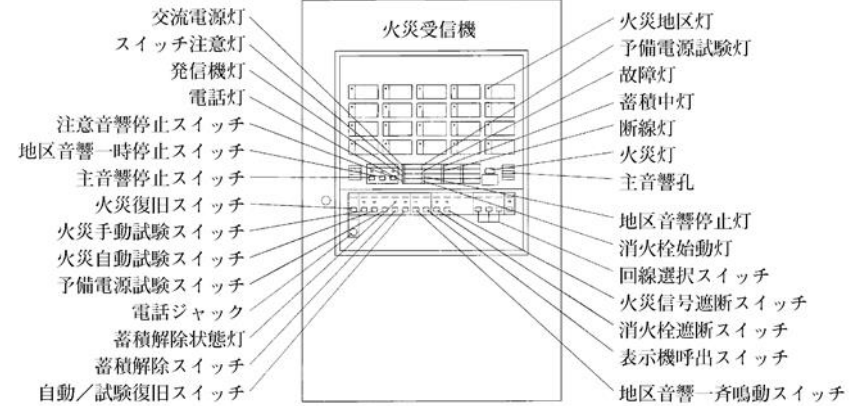
第11 自動火災報知設備

1 一般的留意事項

- (1) 自動火災報知設備の点検に先立って、他の設備（消火設備、放送設備、防排煙設備等）との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元すること。
- (2) 火災表示等の点検において、鳴動を確認した後に鳴動停止にする場合には、点検終了後はこれを復元すること。
- (3) 予備電源が非常電源の容量を上まわる場合は、非常電源に替えることができる。
- (4) 感知器の作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものは、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。点検終了後はこれを復元すること。
- (5) 自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については記録装置の記録により確認する。
- (6) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（通知）」（平成7年 消防予第220号）の4、その他の（1）により、自動試験機能付き又は遠隔機能付き自動火災報知設備が設置されている場合は、「共同住宅用自動火災報知設備」により点検することができるものであること。
- (7) 感知器の作動時間等の判定については、「消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）」（平成10年 消防予第67号）を参照すること。

2 機器点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法（留意事項は※で示す。）	
予備電源及び非常電源 （内蔵型のものに限り、 電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	外 形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。 ※ 使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
	表 示		受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
	端子電圧（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	予備電源試験スイッチ等进行操作し、表示灯、電圧計等により確認する。	表示灯の点灯状況、電圧等が適正に標示されること。 ※ 表示の点灯状況、電圧計等の標示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
	切替装置（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあつては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
	結線接続（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
受 信 機 及 び 中 継 器	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	常時人がいる場所であり（中継器を除く。）、使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。
	外 形		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表 示		ア 検定合格証が貼付されていること。 イ 銘板等に規定の表示がなされていること。 ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ 第11-1図の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。



第 11-1 図 P 型 1 級受信機の例

警戒区域の表示装置			汚損、不鮮明な部分等がないこと。
電圧計	目視及び計器等により確認する。		ア 変形、損傷等がないこと。 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。
スイッチ類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。		ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
ヒューズ類	目視により確認する。		ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図・基盤等に表示された種類及び容量のものが使用されていること。
継電器（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	目視及び試験等により確認する。		ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
表示灯	スイッチ等の操作により確認する。		輝度の低下が無く、点灯等が確認でき、文字等も判読できること。
通話装置	送受話器の操作により確認する。		ア 発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。
結線接続（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	目視及びドライバー等により確認する。		断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
接地	目視、回路計及びドライバー等により確認する。		著しい腐食、断線等がないこと。
附属装置	火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報される		ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。

		ものに限る。)を行い、移報を確認する。	イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。
火災表示等 (自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	蓄積式	火災試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあつては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあつては、前アによるほか、次によること。 (ア) 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 (イ) 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※(ア) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 (イ) P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 (ウ) 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
	アナログ式		
	二信号式		
	その他		
注意表示(アナログ式の自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)		注意表示試験を行い確認する。	注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。 ※ 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
回路導通(無線式の自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する自動火災報知設備を除く。)		回路導通試験を行い確認する。(回路導通試験装置のあるものに限る。)	ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内であること。 イ 導通表示灯等によるものにあつては点灯等すること。 ※(ア) 断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。(イ) 常時断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。
設定表示温度等(アナログ式の自動火災報知設備に限る。)		所定の操作により確認する。	ア 設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。 イ 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
感知器の作動等の表示(遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)		所定の外部試験器により操作を行い、確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
予備品等		目視により確認する。	ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他必要なものが備えてあること。 イ 表示温度等設定一覧図(アナログ式に限る。)、システムブロック図(自動試験機能を有するものに限る。)が備えてあること。

感知器	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。 設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。 ア 感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されていること。 イ 炎感知器の場合は監視空間又は監視距離が適正であること。 設置場所に適応する感知器が設けられていること。 ※ 規則によるほか、非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場所等の適応性については、「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について」(平成3年12月6日付け消防予第240号)を参考とすること。
	警戒状況		
熱感知器(自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。)	スポット型	(1) 差動式、定温式(再应用型)及び熱アナログ式 所定の加熱試験器により確認する。 (2) 定温式(非再应用型) 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、 第11-1表 により抜き取り、再应用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※(7) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ) 非再应用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ウ) 非再应用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。

第11-1表 感知器の抜き取り数表

感知器の設置個数	抜き取り数
1以上10以下	1
11以上50以下	2

				51 以上 100 以下	4	
				101 以上	7	
分 布 型	空 気 管 式	<p>(1) 火災作動試験（空気注入試験）</p> <p>次により感知器の作動空気圧（空気膨張圧力）に相当する空気量を、空気注入試験器（5cc 用、以下「テストポンプ」という。）によって注入し、確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。 ② 検出部に表示されている空気量を空気に注入する。 ③ 空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。 <p>(2) 作動継続試験</p> <p>火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。</p>	<p>ア 確実に作動すること。</p> <p>イ 作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値であること。</p> <p>ウ 警戒区域の表示が適正であること。</p> <p>エ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。</p>			
	熱電対式及び熱半導体式	<p>(1) 火災作動試験</p> <p>次により感知器の作動電圧に相当する電圧を所定のメーターリレー試験器により検出部に印加し、確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 試験器のスイッチを作動試験側に入れ、検出部に接続する。 ② ダイアルを操作し、検出部に徐々に電圧を加え、作動したときの作動電圧値を測定する。 <p>(2) 回路合成抵抗試験</p> <p>試験器により、試験できるものは、プ</p>	<p>ア 確実に作動すること。</p> <p>イ 作動したときの電圧が各検出部に表示されている値の範囲内であること。</p> <p>ウ 回路合成抵抗値が各検出部に表示されている値以下であること。</p> <p>エ 警戒区域の表示が適正であること。</p> <p>オ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。</p> <p>※ 熱半導体式にあつては、感熱部の取付け面の高さが8m未満のものは、差動式スポット型感知器の加熱試験に準じて試験を行うことができること。</p>			

第 11-2 図 差動式分布型感知器（空気管式）の火災作動試験の例

※(ア) 注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイヤフラムが損傷するので注意すること。

(イ) 注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあつては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。

(ウ) 不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付けが確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。

			ラグを検出部に挿入して所定の操作を行う。その他のものは、熱電対回路を検出部端子から切り離し、確認する。	
		感知線型	(1) 感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、確認する。 (2) 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ① 受信機の外線をはずし、測定する回路の末端を短絡する。 ② 回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③ 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を回路計で測定する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。
煙感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。）	スポット型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※(7) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	
	分離型	所定の減光フィルターにより確認する。		
炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る炎感知器を除く。）		所定の炎感知器用動作試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。	
多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。）		熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。	
感知器（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）		受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。	
発信機	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。	
	外形		変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。	
	表示		ア 押しボタン等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。	
	押しボタン及び送受話器	押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 受信機の発信機灯及び区域の表示が適正であること。 ウ 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 エ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。	
	表示灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。	

			イ 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
音響装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	取付状態		脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
	音圧等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。
	鳴動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動状況を確認する。	ア 一斉鳴動の場合 自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。 イ 区分鳴動の場合 地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000㎡を超える防火対象物に設けた地区音響装置は次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には自動的に全館一斉に鳴動報すること。ただし、全館に火災が発生した場所を音声により報知することができるものにあつては、この限りでない。 (7) 出火階が2階以上の場合 出火階とその直上階 (イ) 出火階が1階の場合 出火階とその直上階及び地階 (ウ) 出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階 ※ 階段、傾斜路等に設置した感知器と連動して鳴動しないこと。 ウ 相互鳴動の場合 2以上の受信機が設けられている防火対象物の地区音響装置は、いずれの受信機からも鳴動できること。 エ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有する地区音響装置は、機能が正常であること。
蓄積機能(蓄積機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)	(1) 第11-2表に掲げる警戒区域数に応じそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。 (2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる自動火災報知設備にあつては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。 (3) アナログ式のものにあつては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。 ウ アナログ式の場合は注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。	

第11-2表

警戒区域数	試験感知器個数		
	熱感知器	煙感知器	炎感知器
50以下	1	1	1
51以上	2	2	2

<p>二信号機能（二信号機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）</p>	<p>任意の1回線で、加熱試験器又は加煙試験器等を用いて、感知器を作動させ、第一信号及び第二信号による火災表示を確認する。 また、第一信号及び第二信号にかかわらず、発信機を操作した場合の火災表示を確認する。</p>	<p>ア 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び警戒区域の表示の点灯が正常であること。 イ 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ウ 発信機を操作した場合、主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。</p>	
<p>自動試験機能（自動試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）</p>	<p>予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）</p> <p>受信機の火災表示</p> <p>受信機の注意表示（アナログ式の自動火災報知設備に限る。）</p> <p>受信機及び中継器の制御機能及び電路</p> <p>感知器</p> <p>感知器回路及びベル回路（無線式の自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）</p>	<p>記録装置の記録等を確認する。</p>	<p>異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(7) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。</p>
<p>無線機能（無線式の自動火災報知設備に限る。）</p>	<p>所定の操作により確認する。</p>	<p>ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。（イに掲げるものを除く。） イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあつては、異常が記録又は保持表示されていないこと。</p>	

3 総合点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
<p>同 時 作 動</p>	<p>火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能により、復旧させることなく任意の5回線（5回線に満たないものは全回線）の火災表示試験を行い、確認する。</p>	<p>受信機（表示機等を含む。）が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該5回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。</p>
<p>煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）</p>	<p>所定の感度試験器により確認する。</p>	<p>ア スポット型の感度は所定の範囲内であること。 ※(7) 警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃（ちり払い等の簡単な外観の清掃）を行うこと。</p>

		<p>(イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替の感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。</p> <p>(ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。</p> <p>(エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 ただし、感知器の設置場所から離れた位置（中継器又は受信機等）において当該感知器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記(ア)から(エ)までによらず当該感知器の感度を確認することができる。</p> <p>イ 分離型の感度は所定の範囲内であること。</p> <p>※(ア) 感知器に適合する減光フィルターを用いて作動及び不動作試験を行うこと。</p> <p>(イ) 感知器の送光部及び受光部のレンズを清掃した場合、所定の方法により初期状態に戻すこと。</p>
地区音響装置の音圧	<p>次の操作により確認する。</p> <p>(1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面1m離れた位置で騒音計（A特性）を使って測定する。</p> <p>(2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。</p> <p>(3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。</p>	<p>ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB以上であること。</p> <p>イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB以上であること。</p>
総合作動（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	<p>受信機の常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用開閉器を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。</p>	<p>火災表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。</p>

第14 非常警報器具及び設備

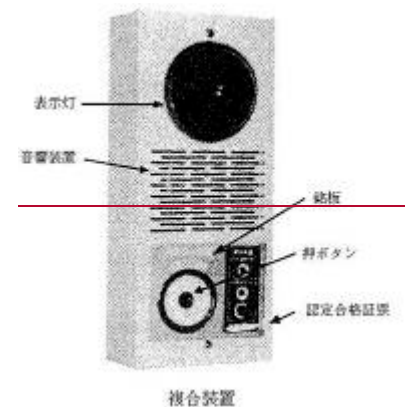
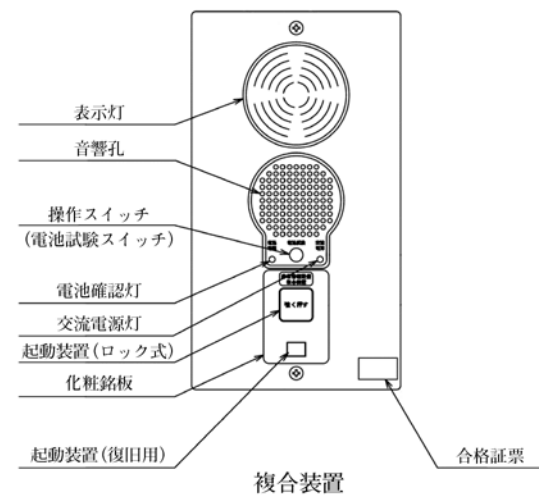
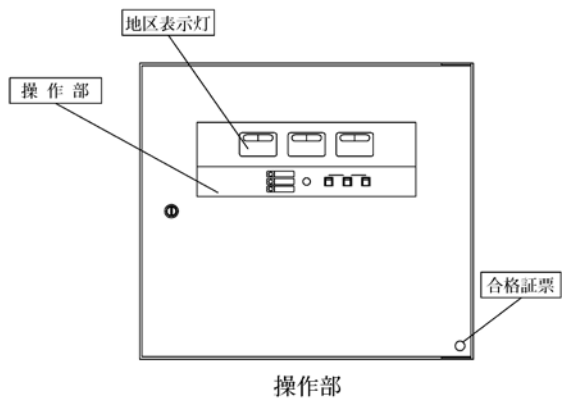
1 一般的留意事項

- (1) 複合装置に内蔵している起動装置、ベル及びサイレン、表示灯については、それぞれの点検項目により行うこと。
- (2) 連動停止スイッチが設けられているものにあつては、連動停止にしておき、音声警報音又は火災音信号が鳴動することによって起動信号を確認すること。
- (3) 音声警報音にあつては、防火対象物の用途、規模、防火管理体制を勘案して、感知器発報放送を省略して、直接、火災放送を行うものがあること。
- (4) 地区音響装置を省略している自動火災報知設備と連動しているものにあつては、当該自動火災報知設備の鳴動方式によること。

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 (留 意 事 項 は ※ で 示 す 。)	
非常電源 (内蔵型の ものに限 る。)	外 形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。	
	表 示	目視により確認する。	所定の電圧及び容量の表示が適正にされていること。	
	端 子 電 圧	非常電源試験スイッチ等を操作し、電圧計又は回路計により確認する。	電圧計等の指示値が規定値(電圧計にあつては、赤線目もり)以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。	
	切 替 装 置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。	
	充 電 装 置	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあつては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等があるかないかを確認すること。	
	結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	
非常ベル 及び自動式 サイレン	起 動 装 置	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外 形	目視により確認する。	変形、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		表 示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がないこと。
		機 能	押しボタンの操作により確認する。	音響装置が正常に鳴動すること。

<p>操作部 及び 複合装 置</p>	<p>外 形</p>	<p>目視により確認する。</p>	<div data-bbox="1478 143 1960 550" data-label="Image"> </div> <p>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p>
---------------------------------	------------	-------------------	---



第14-1図 操作部及び複合装置の例

表示 目視により確認する。

ア スイッチの名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。

イ 銘板等がはがれていないこと。


電圧計 目視により確認する。

ア 変形、損傷等がないこと。

イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。

ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。

		スイッチ類	目視及びドライバー等により確認する。	ア 端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
		ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		継電器	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
		表示灯	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。
		結線接続	目視又はドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		接地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
		予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	ベル及びサイレン	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
		音圧等	起動装置の操作により確認する。	音圧及び音色が他の機械等の音と区別して明瞭に聞き取れること。 ※ 他の機械等の音がある部分に設けられたものにあつては、音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。
		鳴動	所定の操作により、鳴動方式を確認する。	ア 一斉鳴動の場合 起動装置の操作により全館の音響装置が一斉に鳴動すること。 イ 区分鳴動の場合 地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000 m ² を超える防火対象物に設ける音響装置は次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、自動的に全館一斉鳴動すること。 (7) 出火階が2階以上の場合 出火階とその直上階 (4) 出火階が1階の場合 出火階とその直上階及び地階 (5) 出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階 ウ 相互鳴動の場合 2以上の操作部又は複合装置が設けられている防火対象物の音響装置は、いずれの操作部又は複合装置からも鳴動できること。

				エ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有する音響装置は、機能が正常であること。
	表 示 灯	目視により確認する。		ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
放 送 設 備	起 動 装 置	周囲の状況	目視により確認する。	ア 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 起動装置である旨の表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。
		外 形	目視により確認する。	変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		押しボタン等	押しボタンの操作により確認する。	操作部において音声警報音又は火災音信号を発すること。
		自動火災報知設備の発信機及び非常電話	音声警報音を発しないものは、非常電話（子機）の操作により確認する。	放送設備が確実に起動し、火災音信号が鳴動すること。 
			音声警報音を発するものにあつては、自動火災報知設備の発信機又は非常電話（子機）の操作により確認する。	放送設備が確実に起動し、感知器発報放送を行った後、自動的に火災放送が行われること。

第14-2図 非常電話（子機）の例

		<p>非常電話及び操作部（親機）の操作により確認する。</p>	<p>操作部（親機）の呼出し音が鳴動し、相互通話が明瞭にできること。</p>  <p>第14-3図 非常電話（親機）の例</p>
		<p>2以上の非常電話の操作により確認する。</p>	<p>操作部において任意の選択が確実に行われ、選択された以外の非常電話には話中音が流れること。</p>
	<p>自動火災報知設備との連動（連動する放送設備に限る。）</p>	<p>自動火災報知設備を作動させて確認する。</p>	<p>ア 音声警報音を発しないものは、火災信号を受信した場合、自動的に放送設備が起動し、火災音信号又は音響装置が鳴動すること。</p> <p>イ 音声警報音を発するものは、火災信号を受信した場合、自動的に放送設備が起動し、感知器発報放送を行い、感知器発報放送後、次のいずれかの信号を受信した場合、自動的に火災放送を行うこと。</p> <p>(ア) 発信機又は非常電話からの信号</p> <p>(イ) 火災信号を感知器ごとに区分できる自動火災報知設備にあつては、第1報の感知器以外の感知器が作動した旨の信号</p> <p>(ウ) 非常起動スイッチ又は火災放送スイッチの起動した旨の信号</p> <p>(エ) 放送設備で設定された時間が経過した旨の信号</p> <p>ウ 出火階表示灯が点灯すること。</p> <p>エ 出火階表示灯は、火災信号が復旧するまで点灯していること。</p> <p>オ 相互に機能障害がないこと。</p>

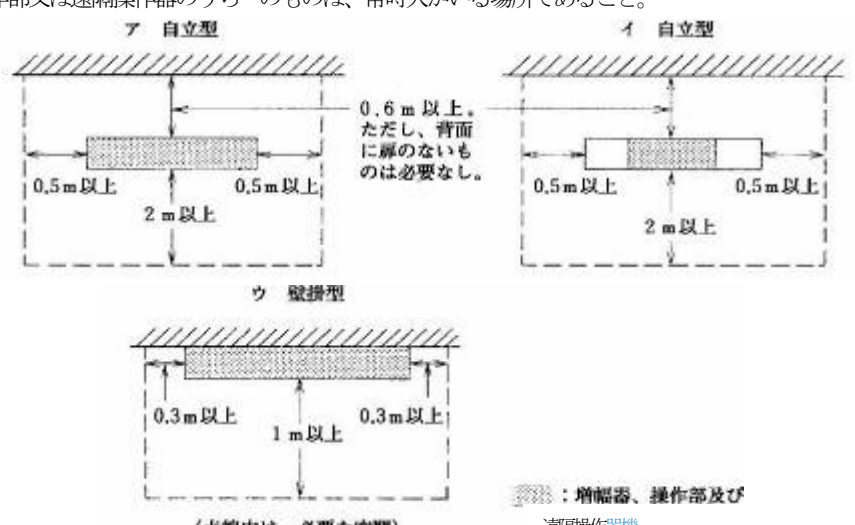
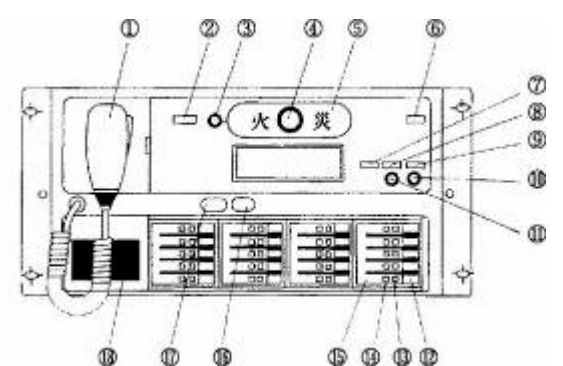
<p>増幅器、操作部及び遠隔操作器</p>	<p>周囲の状況</p> <p>目視により確認する。</p>	<p>ア 周囲に使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。</p> <p>イ 操作部又は遠隔操作器のうちの一のものは、常時人がいる場所であること。</p>  <p>ア 自立型</p> <p>イ 自立型</p> <p>ウ 壁掛型</p> <p>(点線内は、必要な空間)</p> <p>第14-4図 使用上及び点検上必要な空間の例</p>
<p>外形</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① マイクロホン ② 主電源表示装置 ③ 非常復旧スイッチ ④ 非常起動スイッチ ⑤ 火災表示 ⑥ 発報連動停止表示 ⑦ 発報放送表示 ⑧ 火災放送表示 ⑨ 非火災放送表示 ⑩ 非火災放送スイッチ ⑪ 火災放送スイッチ ⑫ 放送階選択スイッチ ⑬ 階別作動表示／短絡表示 ⑭ 出火階表示 ⑮ 表示カード ⑯ 放送復旧スイッチ ⑰ 一斉放送スイッチ ⑱ モニタースピーカー <p>第14-5図 操作部及び遠隔操作器の例</p>

	表 示	目視により確認する。	ア スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。
	電 圧 計	目視により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。
	スイッチ類	目視及び開閉操作により確認する。	ア 端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	保 護 板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に表示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継 電 器	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
	計 器 類	電圧計及び出力計をスイッチ等の操作及び放送することにより確認する。	指針の作動が正常であること。
	表 示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
	結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接 地	目視又は回路図により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
	回 路 選 択	階別選択スイッチは報知区域ごとに操作し、また、一斉放送スイッチを操作することにより確認する。	選択された回路及び関連する階別作動表示灯並びに火災灯が正常に点灯すること。
	2以上の操作部又は遠隔操作器	操作部又は遠隔操作器を相互に作動させることにより確認する。	一の操作部又は遠隔操作器を作動させた場合、相互の機能が正常であり、報知区域並びに操作部又は遠隔操作器の表示が適正であること。
	(2以上の操作部又は遠隔操作器を設けている放送設備に限る。)	同時に通話できる設備により確認する。	相互の呼出し及び通話が明瞭であること。

	遠隔操作器の連動（遠隔操作器を設けている放送設備に限る。）	操作部及び遠隔操作器のいずれかの操作スイッチを操作することにより確認する。	ア 操作部及び遠隔操作器の継電器、モニタースピーカ、出力計等が正常に作動すること。 イ 遠隔操作器の起動操作により、一斉放送が確認できること。 ウ 遠隔操作器の回路選択スイッチの操作により任意の階に放送できること。 エ 遠隔操作器のモニタースピーカにより、放送内容の確認ができること。 ※ モニタースピーカが内蔵されていないものにあつては同一室内に設けられたスピーカでモニターできること。
	非常用放送切替	一般放送状態にしておき、非常用放送を行うことにより確認する。	一般放送から非常用放送に確実に切り替わり、かつ、手動により復旧しない限り、非常用放送の状態が正常に継続作動すること。（地震動予報等に係る放送（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条の2第2項第3号りに規定するもの）であつて、放送に要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。）
	地震動予報等に係る放送切替（地震動予報に係る放送を行う放送設備に限る。）	地震動予報等に係る放送状態にしておき、火災放送を行うことにより確認する。	地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うこと。
	回路短絡	警報音を放送した状態で、回路短絡を行うことにより確認する。	短絡した回路にあつては、短絡保護回路が遮断し、かつ、短絡した旨の表示がされるとともに、他の回路には異常がなく放送されていること。 ※ 遠隔操作器にあつては、中央管理室に設けるものを除きスピーカ回路の短絡の有無を表す表示装置は一括でもよい。
	音声警報音（音声警報音を発する放送設備に限る。）	起動操作することにより確認する。	感知器発報放送、火災報放送及び非火災報放送の音声警報音に著しい歪み及び音圧低下がないこと。 ※ 音響装置を付加したものにあつては、「連動停止」の状態で行うこと。

	火災音信号 (火災音信号を発する放送設備に限る。)	起動装置を操作することにより確認する。	火災音信号に著しい歪み及び音圧低下がないこと。 ※ 音響装置を付加したものにあっては、「連動停止」の状態で行うこと。
	マイクロホン (音声警報音を発する放送設備に限る。)	操作部等において音声警報音を鳴動させてマイクロホンによる放送を行うことにより確認する。	マイクロホンによる放送の起動と同時に音声警報音が停止すること。また、マイクロホンによる放送が終了と同時に、音声警報音が鳴動開始すること。
	予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
スピー カー	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
	音圧等	操作部又は遠隔操作器の操作により確認する。	音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。
	鳴動	所定の操作により、鳴動方式を確認する。	<p>ア 一斉鳴動の場合 全館のスピーカーが一斉に鳴動すること。</p> <p>イ 区分鳴動の場合 次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、自動的に全館一斉鳴動すること。</p> <p>(ア) 出火階が2階以上の場合 出火階とその直上階</p> <p>(イ) 出火階が1階の場合 出火階とその直上階及び地階</p> <p>(ウ) 出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階</p> <p>ウ 相互鳴動の場合 2以上の操作部又は遠隔操作器が設けられている防火対象物のスピーカーは、いずれの操作部又は遠隔操作器からも鳴動できること。</p> <p>エ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有するものは、機能が正常であること。</p>

	音量調整器	非常放送状態で音量調整器を操作して確認する。	音量調整器の調整位置にかかわらず、非常用放送が有効に行われること。
	表示灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取り付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
警鐘及び ゴング等	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものが無いこと。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
	機能	聞き取りにより確認する。	有効に報知できること。

3 総合点検

ベル、サイレン、スピーカーでボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。

点検項目	点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
音響装置及びスピーカーの音圧	音響装置及びスピーカーの取り付けられた位置の中心から前面1mの位置で騒音計（A特性）により確認する。	ア ベル及びサイレンの音圧が90dB以上であること。 イ スピーカーの音圧は、L級で92dB以上、M級で87dB以上、S級で84dB以上であること。ただし、音声警報音を発しないものは、90dB以上であること。 ウ 音声警報音を発する放送設備のスピーカーの音圧は、第2シグナルにより測定すること。
総 合 作 動	非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置若しくは操作部の非常放送スイッチを操作し又は自動火災報知設備から起動のための信号を受信することにより確認する。	火災表示及び音響装置並びにスピーカーの鳴動が正常に行われること。 ※ 非常電源に切り替える場合は、常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用開閉器を遮断して行うこと。

第 16 誘導灯及び誘導標識

機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 (留 意 事 項 は ※ で 示 す 。)
誘 導 灯	外箱及び表示面	種類	目視により確認する。 ア 避難口誘導灯 (ア) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。 (イ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。 (ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。 (エ) 方向を示す誘導灯にあつては、誘導方向に誤りが無いこと。 イ 通路誘導灯 (ア) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。 (イ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。 (ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。 (エ) 方向を示す誘導灯にあつては、誘導方向に誤りが無いこと。 ウ 客席通路誘導灯 機種等により適正な距離が保たれていること。
		視認障害等	ア 所定の位置に設置されていること。 イ 誘導灯の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないこと。 ウ 誘導灯の周囲にこれとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる灯火、広告物、掲示物等がないこと。 エ 防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、設置個数に不足を生じていないこと。
		外形	目視により確認する。 ア 変形、損傷、変色、脱落、著しい汚損等がないこと。 イ 取付状態が適正であること。 ※ 表面の緑色が青色に、白色が茶色等に変色している場合は速やかにパネルを交換する。
		表示	目視により確認する。 スイッチ等の名称、専用回路である旨の表示等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
	非常電源 (内蔵型のものに 限る。)	外形	目視により確認する。 ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
		表示	目視により確認する。 所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
		機能	非常電源に切り替えて目視により確認する。 ア 不点灯、ちらつき等がないこと。 イ 定格の時間、非常点灯するかを確認する。(「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に適合しているものとして、消防庁長官が登録する登録認定機関が行う認定の効力を有している誘導灯のうち、その蓄電池の製造年からJIS C 8705に該当する蓄電池にあつては3年、国際電気標準会議規格61951-2に該当する蓄

			<p>電池にあつては5年を超えていないものを除く。)</p> <p>※(ア)ア及びイについて自動点検機能を有する誘導灯の場合は、次による。</p> <p>a 個別制御方式のもの：非常点灯終了後における表示ランプの色等により判定すること。</p> <p>b 集中制御方式のもの：非常点灯終了後、制御装置の表示等により確認すること。</p> <p>(イ) 定格の時間、非常点灯するかどうかの確認については、次の抜取方式により行うことができる。ただし、集中制御方式のものを除く。</p> <p>a 各階ごとに10%以下とならない範囲で、任意の誘導灯により行うこと。</p> <p>b 点検のつど、同一器具についての繰返し点検ではなく、器具を順次変えて行うこと。</p>
	光源	目視により確認する。	<p>ア 汚損、著しい劣化、ちらつき、自動点検機能による表示ランプ等の異常表示等がなく、正常に点灯していること。</p> <p>イ 誘導灯内の配線等により表示面に影が生じていないこと。</p>
	点検スイッチ	目視及び所定の操作により確認する。	<p>ア 変形、損傷、脱落等がないこと。</p> <p>イ 常用電源を遮断したときに自動的に非常電源に切り替わり、即時点灯し、復旧時に自動的に常用電源に切り替わること。</p>
	ヒューズ類	目視により確認する。	<p>ア 損傷、溶断等がないこと。</p> <p>イ 回路図等にて示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。</p>
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	信号装置等（消灯機能、点滅機能、誘導音機能、減光機能等を作動させるための移報装置をいう。）	外形	目視により確認する。
		結線接続	目視及びドライバー等により確認する。
		機能	手動及び自動火災報知設備の感知器の作動等により確認する。
	制御装置（集中制御方式の自動点検機能のものに限る。）	機能	目視により確認する。
誘導標識	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい汚損、脱落、はく離等がなく、識別が容易にできること。
	視認障害等	目視により確認する。	<p>ア 所定の位置に設置されていること。</p> <p>イ 誘導標識の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないこと。</p> <p>ウ 誘導標識の周囲には、これとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる広告物、掲示物等がないこと。</p> <p>エ 防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、個数が不足していないこと。</p>

採光又は照明	目視により確認する。	識別に十分な採光又は照明があること。	
表示面の輝度（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第28条の2第1項第3号ハ並びに第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号。以下「第2号告示」という。）第5第3号(5)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。）	目視及び輝度計により確認する。	劣化による輝度の減衰がないこと。	
設置場所の照度（規則第28条の2第1項第3号ハ並びに第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、第2号告示第5第3号(5)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。）	目視及び照度計により確認する。	設置場所において十分な照度を確保していること。	
ヒューズ類（電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。）	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。	
結線接続（電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。）	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	
電源（電気エネルギーにより光を発する誘導標識のうち、内蔵型の電源を有するものに限る。）	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
	表示	目視により確認する。	所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
	機能	内蔵電源に切り替えて目視により確認する。	不点灯、ちらつき等がないこと。